

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	大音 貴司
登録番号又は法人番号	20250784
所属する単位会	滋賀県行政書士会
事務所名称	大音行政書士事務所
事務所所在地	滋賀県長浜市南高田町6番26号
処分年月日	令和7年1月23日
処分内容（種類）	訓告
上記処分をした理由	<p>被処分者は、農地法第4条の許可の申請書の添付書類である農地転用隣地承諾書を作成するにあたり、隣地所有者の承諾を得ずして、当該農地転用隣地承諾書の隣地所有者承諾欄に当該隣地所有者の押印をし、令和4年3月14日、当該農地転用隣地承諾書を当該申請書に添付して長浜市農業委員会に提出した。</p> <p>このことは、行政書士法第10条に違反する。よって、滋賀県行政書士会会則第84条第1項及び同会則第84条の2第1項に基づき処分を行う。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条</p> <p>行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>滋賀県行政書士会会則第84条第1項</p> <p>本会は、会員が法律、命令、規則その他滋賀県知事の処分に違反したとき、もしくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、または本会の会則に違反したときは、当該会員に対し必要な処分を行うことができる。</p> <p>滋賀県行政書士会会則第84条の2第1項</p> <p>個人会員に対する処分の種類は、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 訓告 (2) 2年以内の会員の権利の停止 (3) 廃業の勧告（会員の権利の停止を含む。）